

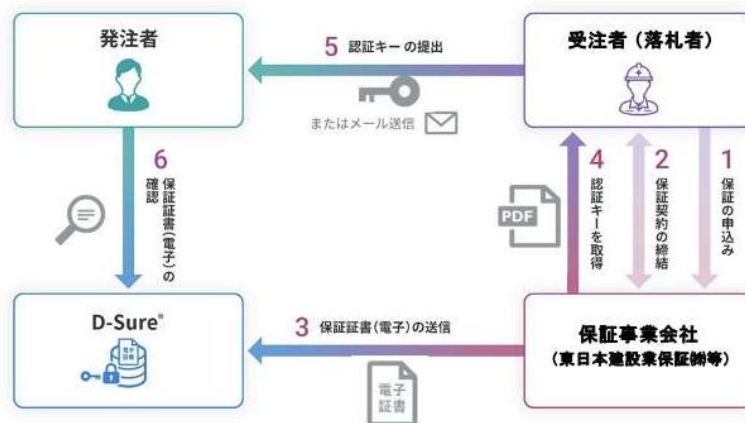
電子保証の導入について

工事請負契約に係る契約保証及び前払金保証（中間前払金含む。）について、電磁的方法により発行された保証証書（電子保証）の取扱いを令和 8 年 4 月 1 日から開始します。

1 電子保証の取扱いが可能な契約

令和 8 年 4 月 1 日以降に公告等を行う建設工事、建設工事の設計・調査等で公告等に契約保証又は前払金の適用がある契約（※電子保証の運用開始後も、従前のおり書面による保証証書の提出も可能です。）

2 電子保証の仕組み及び提出方法



3 認証キーの提出方法

(1) 提出していただくもの

保証事業会社から提供された「電子保証に係る認証キーのお知らせ（PDFデータ）」を電子メールで提出してください。

(2) 提出先

ア 契約保証

尾三消防組合事務局総務課

イ 前払金保証、中間前払金保証

各工事担当課

(3) 電子メール送信時の記載方法

メールの件名を「【保証名称・認証キー】受注者名」として、本文中に「①工事名等 ②受注者担当者の職氏名 ③連絡先」を記載してください。

4 その他

電子保証の申込方法等については、各保証事業会社に直接お問い合わせください。

【問い合わせ先】

尾三消防組合事務局総務課

0561-38-7202（直通）